

## 社会福祉法人 弘前久栄会 役員等報酬規定

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 弘前久栄会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

当法人「旅費規程」による。

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

当法人「旅費規程」による。

### (改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 付 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。